

## 個人情報保護制度の開始にあたって

市橋克哉

### ．はじめに

4月から名古屋大学では、個人情報保護制度の運用が始まりました。これは、国立大学法人が、4月から施行された独立行政法人個人情報保護法（以下、「法」という）の適用を受けるためです。そこで、名古屋大学ではこの間、個人情報保護制度の運用開始に向けて、現状の調査、実際の運用のためのさまざまな規則づくりを行ってきました。ここでは、それらのうち、名古屋大学における個人情報の管理に関する仕組み（名古屋大学個人情報保護規程。以下、「規程」という）について述べることにします。

近時、情報通信技術は目覚しく発展しており、この恩恵を受けた人々の社会経済活動も行われるようになって、情報環境のみならず、社会環境や人間関係も大きく変わりつつあります。大量の情報が容易に手に入り、大学における仕事の効率も飛躍的に上がりました。しかし、他方で、個人情報が大量にろうえいして大勢の人のプライバシーが侵害されるという事態も、各地でしばしばみられるようになりました。法は、こうした情報通信技術の発展に伴う「利便性」だけでなく、「安全性」にも注意を喚起する意味で、「第2章 独立行政法人等における個人情報の取り扱い」（法3条から10条）を設けて、国立大学に対しても個人情報の適切な管理を求めています。そこで、名古屋大学も、この法の要求に応えた個人情報保護の運用を行うために規程を設けたわけです。

### ．個人情報保護に関する組織体制の整備

まず、名古屋大学が入手し保有する学生、患者、職員等の個人情報を管理する組織体制を整備しました（規程3条から7条）。

総括保護管理者（理事）、保護管理者（課長等）、保護担当者（掛長等）、監査責任者（監事）を置くとともに、個人情報の管理に関する重要問題について審議する委員会（従前の情報公開委員会と合体した情報公開・個人情報保護小委員会）も設けることにしました。大学には、一般の独立行政法人とは異なり、事務組織ではなく教員が個人で保有している個人情報もあります。例えば、試験答案、レポート、研究のために入手した病歴等個人情報が入った資料です。事務組織で保有していないこうした個人情報については、部局の特性に応じて、病院長等部局長がその管理体制を定めることにしています。

### ．個人情報保護に関する役員及び職員の責務

第2に、個人情報保護に関する役員及び職員の責務を明示しました（規程9条）。法が個人情報

に関して「守秘義務」を課すとともに（法8条）、さらに、正当な理由のない個人情報ファイルの提供等については刑事罰を科すことを定めたこと（法50条から52条）を受けたものです。今後は、法が求め、規程が定める個人情報の管理を役員及び職員が怠った場合、懲戒上の責任や損害賠償責任を問われる可能性があります。また、故意に提供したり盗用したりすると、刑事責任まで問われかねないことになります。これまでは、地方公共団体にしか本格的な個人情報保護制度はありませんでしたが、民間と国も含む個人情報保護制度の本格的な運用開始ということで、このところ個人情報保護は社会の関心事となっています。新聞、テレビ等マスコミも個人情報関係の事件を競って取り上げるようになっていきます。個人情報を取り扱う場合には、法と規程の遵守に注意を払った運用に努めることが大切です。

## ・ 個人情報に関する取扱い

第3は、個人情報の取扱いに関して、法の要求に応える具体的な規律を設けました。

個人情報の保有の制限（規程10条）、利用目的の明示（規程11条）、適正な取得（12条）、正確性の確保（13条）、利用目的以外の利用及び外部提供の制限（14条、15条）、業務委託における必要な措置（16条）、個人情報を取り扱う職員の限定（18条）、個人情報の複製、送信、持出し等の制限（19条）などです。個人情報を取り扱う職員にとって、とくに重要と思われる規制のいくつかを紹介しましょう。

### 1．個人情報の保有の制限

一つは、個人情報の保有の制限です。今後、個人情報を保有するにあたっては、業務遂行に必要な場合に、利用目的の範囲内にある個人情報だけが取得できることとなります。これまで申請書等で便宜上業務に必要な情報も取得していた場合もあるかと思いますが、これからは、法と規程の趣旨に沿った申請書等に改めなければならないでしょう。

### 2．個人情報の利用目的の明示

二つ目は、利用目的の明示です。本人から直接書面に記録された個人情報を取得する場合、原則として、利用目的を明示しなければならなくなりました。ただし、取得の状況から見て利用目的があきらかであると認められるときは除かれていますから（法4条1項4号）、例えば、学生の入学手続に際して提出する書類の場合、学生の在学期間中の多様な学務事務に利用されることは、取得の状況からみてあきらかですから、個別具体的に利用目的を明示する必要はないでしょう。

### 3．個人情報の利用目的以外の利用及び外部提供

三つ目は、利用目的以外の利用及び外部提供です。これも、法令に基づく場合を除いて原則禁止です。しかし、法は、一定の場合については認めていますから（法8条2項1号から4号）、それにあたる場合かどうかを慎重に検討して運用にあたる必要があります（規程14条、15条）。例えば、本人の同意があるとき（法8条2項1号）、もっぱら学術研究の目的のために提供するとき

(法8条2項4号)などです。大学の中で目的外利用すること(法8条2項2号),または,他の行政機関等に外部提供すること(法8条2項3号)は,「相当の理由」があれば可能としています。しかし,法は,「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがあると認められるときは,この限りではない」(法8条2号)と定めていますから,結局,個別具体的な事務,事件ごとに,「相当な理由」と「本人の権利利益の侵害」とを比較考量して決めていくしかないでしょう。問題がある事件,統一的な取扱いを必要とする事件は,情報公開・個人情報保護小委員会で審議して統括保護管理者が決定することになるでしょう。

#### 4. 個人情報の安全確保

四つ目は,個人情報を取り扱う職員の限定(規程18条),個人情報の複製,送信,持出し等の制限(規程19条)など,個人情報のろうえい,滅失またはき損の防止等個人情報の適切な管理のための安全確保の措置(法6条)です。これは,大学では,これまで必ずしも十分な対応がなされてこなかったものですが,今後は法と規程の要求に応じて,職員のみなさんが,日常の業務のなかでいつも注意を払う必要がある問題になります。秘匿性や重要性が高いと判断される個人情報については,これを取り扱うことができる職員を決める必要があります。個人情報の複製(コピー,フロッピー等),送信(E-mail),事務所からの持出し(家での仕事)は,今後は,保護管理者の指示にしたがって行ってください。また,必要な場合,個人情報が記録された媒体は,耐火金庫への保管,施錠等を行ってください。

この日常の管理が不備であったり規則の遵守を怠ったりしたために,個人情報がろうえいする事件が,この間,全国でたくさん起こっています。そして,国に先駆けて個人情報保護制度を運用している地方公共団体では,こうした事件が原因で懲戒処分や訓告等の処分を受けた職員も多いのが実情です。個人情報の安全性確保に関して,ファイアウォール,アクセスログ等の技術的な保護対策や監視,二重化等の物理的保護対策が大切ですが,これに加えて,適正な管理のための職員による規程の遵守といった人的な保護対策も重要になります。先に指摘したように職員自身の責任問題に結びつく可能性もあるわけですから,今後は,是非注意を払って仕事に取り組んでいただければと思います。

. おわりに

名古屋大学では,以上述べてきたように,4月から施行された法の要求に応えるための個人情報保護の仕組みを整備してきました。これまでの大学の文化や慣行からすると,かなり異質の管理や行動が要求されている面も多いと思います。そのため,ただちに,法の精神に完全に応えることが困難な「現実」もあるでしょう。しかし,4月からは,法が遵守を求めていることには応えなければならないことも「現実」になりました。前者の「現実」を克服して,後者の「現実」に適應していく努力と試みが大切でしょう。

(いちはし かつや:名古屋大学大学院法学研究科)